

一般社団法人 日本拳法競技連盟 会費規定

第1条（目的）

この規定は、定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。

第2条（会費）

会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	5,000 円
普通会員	
団体会員	5,000 円
一般個人（役員・監督・社会人）	2,000 円
大学生・高校生	1,000 円
中学生・小学生	500 円
未就学児	無料
賛助会員	1,000 円以上

尚、団体登録においては、役員及び監督の合計 3 名について連絡先個人情報の提供を義務付ける代わりに個人登録年会費は免除される。

第3条（改廃）

この規定の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 27 日 一部改訂

令和 5 年 3 月 18 日 一部改訂

令和 6 年 4 月 13 日 一部改訂